

注:本資料は Deloitte Development LLC が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、オリジナルである英語版の補助
的なものです。

Deloitte.

国境を越えた保険規制： 国際的変化への米国 での対応計画



目次

国際的規制が今後米国保険業界に与える重大な影響	3
規制・監督の構造的変化	5
規制の相互作用	10
次の動き: 資本基準	14
新しいパラダイムへの対応	15
デロイトの規制対応計画アプローチ	16
結論	18

国際的規制が今後米国保険 業界に与える重大な影響

米国の保険会社がなぜ、保険監督者国際機構 (IAIS) のグローバルオフィスの拠点であるスイスのバーゼルの動向を気にする必要があるのでしょうか？何といても、米国保険市場は依然としてゆうに世界最大の市場なのです。全米保険監督官協会 (NAIC) によれば、米国の 2012 年の収入保険料の合計額は 1 兆 8400 億ドルに上っています。¹ 一方、欧州全体でも同年の総収入保険料は 1 兆 4700 億ドルです。²

しかし、こうして現された数値の裏には大きな変化が潜んでいます。金融市場の低迷以降、保険規制のグローバル化と中央集権化はますます進行しています。今のところ規制上の要求事項は主に各国の規制当局によって制定されていますが、こうした動きは、米国国内だけで営業する保険会社にとってさえも、規制上の要求事項に関する意思決定が今後ますます国際的な要因によって左右されるということを意味します。

法人単体ベースの監督の下で事業を運営することに慣れている米国企業にとって、最も明らかな変化の一つはグループベースの監督であり、もう一つは統合リスクマネジメント (ERM) とコーポレート・ガバナンスの両方が改めて強調されることでしょう。NAIC の新ガイダンスマニュアルは大きな注目を集めていますが、実現される利益の大きさと比較してコンプライアンス費用の増大がどの程度になるのかはまだそれほど明白ではありません。

規制が個別の事象ではなく構造的なトレンドの問題となってきたことも、対応が難しい理由の一つです。「規制上の不確実性」を合言葉に、保険会社は依然として規制当局による規制の明確化を注視し、待っています。しかしながら、規制変更により米国の全ての保険会社においてコンプライアンス費用の負担が大幅に増大しており、今後もこれが続くことは既に明白です。

米国の保険会社がリスクとソルベンシーの自己評価 (ORSA)、様式 F による登録届出、またはコーポレート・ガバナンス・ガイドラインの改訂を初めて行う際には、規制当局がそうしたのと同様に、海の向こうの欧州の例を参考にするのが賢明でしょう。欧州では、米国で導入されつつあるものと同様の規制変更によって既に多大な影響が生じています。

デロイト LLP が行った最近の調査によれば、2012 年の欧州の保険業界は、実施が予定されている新たな規制へのコンプライアンス費用として 2012 年から 2015 年までに 57 億~66 億ドルを支出したものと推定されます。³ また、同調査によれば、その直前の 2 年間についても同程度の金額が支出されています。欧州の保険会社にとって、これらの費用は自己資本利益率 (ROE) に対して 1.01 ポイントの影響額に相当します。これが、企業トップの注目を引くに十分な金額であることは言うまでもありません。

欧州保険業界の幹部クラスのリーダー達とのインタビューを通じて、同調査は、欧州の保険会社が新規規制のコンプライアンス費用について、少なくとも 2015 年までは現在の高い水準で推移すると予想していること、および「多くの会社が新規規制の導入期間はそれをはるかに超えるだろうと予想している」ことを明らかにしました。⁴

既に各州の保険規制が連邦保険局 (FIO) から重複が多く無駄な高コストにつながっているケースが散見されると批判されてきた米国では、欧州で観察されたような過剰な規制や重複が予想されるのも当然です。デロイト LLP の調査結果は、勇気づけられるような内容ではなく、「[欧州では]、複数の管轄区域における規制の量的増大が「実施のための過大な作業負担」につながっており、規制変更の実施が最適に行われない状況となっている」と指摘されています。⁵

これらの海外からの新たな不確実性は全て、既に米国の保険会社が把握している多くの未確認情報の上に追加されるものです。主に国内のみで事業活動を行う米国の保険会社は、米国の規制の境界線の内側で発生する変化への対応のみに希少な資源を投入する方法を取ろうとするかもしれません。しかしながら、長期的には、全ての保険会社が影響を受けることがほぼ確実である国際的な動向から発生する課題に対応するために、能力の強化とコンプライアンス範囲の拡大に投資をする価値があるでしょう。

米国内に限っても、保険規制当局その他の影響力をもつ団体として FIO、連邦準備理事会 (FRB)、金融調査局 (OFR)、金融安定監視協議会 (FSOC) などアルファベットの氾濫の中で保険会社が規制疲れを感じているといてよいでしょう。

しかしながら、IAIS、G20、国際通貨基金(IMF)等の国際的な声が、米国の規制に影響するガイダンス・マニュアルに取り入れられつつあります。グローバル資本基準が何等かのかたちで米国の資本基準として取り入れられる可能性があり、その可能性は高いと考えられます。また、国際的な影響を受けた ERM に関連する規制要求や持株会社の直接規制は、その他の動向の良い例で、米国の保険会社に影響を与えつつあるもしくは即時に与える可能性のあるものです。

中期的な将来は、様々なステークホルダーの影響を受けた継続的かつばらばらで不統一な可能性もある一連の規制変更により形づくられることでしょう。そして、それらのステークホルダーの一部は米国市場外の主体であり必ずしも米国市場を支援する存在ではありません。まだ対応するまでに時間のあるうちに、保険会社は今後発生し得る変更に対して備えるための能力を強化し、更にはそれらに影響を与えようと努めるべきでしょう。

図 1: 規制変更における国際的な影響の増大



金融市場の低迷前、米国保険会社の規制はほぼ全体的に米国中心の指標を用いて、閉鎖的な NAIC の体制により行われており、IAIS や IMF のような組織を通じた影響は比較的限られていました。金融市場の低迷後は、既存の組織 (IAIS 等)に加えて新しい組織 (G20 等)も保険規制のグローバル化と中央集権化に向けて動き出しました。その結果、米国の規制に対する国際的な影響が増加しました。

出所: デロイト、2014 年

規制・監督の構造的変化

現在の米国の保険規制は、主として州の管轄で行われています。現在の制度の起源は、州の保険局長がニューハンプシャー州で初めて任命された 1851 年およびマッカラン・ファーガソン法を通じて議会で正式に成文化された 1945 年に遡ります。しかしながら、こうした州主導の制度に対する国内外からの変更の圧力が、経済的不況が進展するに伴い高まっています。また、米国の保険規制の分類は一見明快に見えますが、実際には、厳密には規制当局ではないにもかかわらず大きな影響力をもつ組織の影響を受ける場合がしばしばあります。

例えば、米国の 50 の州、5 つの米国領土およびコロンビア特別区といった各管轄区域の保険規制当局は全て、民間の非営利組織である NAIC に加盟しています。NAIC は各管轄区域の保険規制当局によって基準設定組織と認められており、ガイダンスマニュアルの発行その他のそれを裏付ける証拠があるにもかかわらず、NAIC は法律上認められた規制当局ではありません。NAIC は、特定の問題についての州の規制当局の過半数が妥当と考える対応方法を反映する「モデル法」を採用することにより機能しています。しかしながら、それが法として成立するためには 50 の各州の州議会がそれぞれ別々にモデル法を可決し、各州の知事がこれに署名しなければなりません。

また、保険立法に関与する議員の全国組織として保険立法者 (NCOIL) があります。個々の問題点に関して NCOIL と NAIC の見解は必ずしも一致していませんが、現在は互いに協力しており、今後両者の国際的関与も増大することが期待されます。こうした動きはおそらく現在の州単位の規制に対する脅威の認識に基づくものでしょう。

また、金融危機とドッド・フランク法の成立以降、FRB に一部の保険会社を直接規制する権限が追加されました。銀行および貯蓄金融機関の持株会社 (保険会社も含まれる) に対する規制権限に加えて、FRB はシステム上重要な保険会社に指定された保険会社 (指定は FSOC が行う) も規制します。

FIO と OFR はいずれも規制当局ではなく、両者とも米国財務省の一部門です。ただし、FIO は国際的な保険組織において実際に米国を代表しています。また、FIO は、NAIC、FRB 等とともに IAIS に加盟しています。

国際的には、IAIS が保険に関する基準設定主体です。IAIS は、異なる管轄区域の保険規制当局の集合体という点で、NAIC に類似した組織です。通常、IAIS は保険規制の国際的体系の中で最上位組織であるとみなされていますが、最近のグローバル資本基準の導入に見られるとおり、システム上の重要性に関する事項については、IAIS は G20 の金融安定理事会 (FSB) の意向を尊重しなければなりません。



IAIS は、最上位のグローバル保険基準である保険基本原則(ICPs)を策定する責任を負っています。理論上、これらの原則は保険規制における国際間の平等な競争環境を設定するものであり、加盟国の保険規制の指針となることが期待されています。IMF は、1999 年に制定された一国の金融セクターの包括的かつ詳細な分析である金融セクター評価プログラム(FSAP)を通じてIAISのメンバーに加わります。IMF は ICPs に基づいて各国の保険規制を評価します。

国際的な保険規制は、海外事業を展開していないものも含め国内の全ての保険会社に影響します。本書の目的上、国際的規制とは IAIS が制定する規制およびソルベンシー II のような治外法権的に適用される規制をいいます。

国際的規制の影響は最終的には全ての米国保険会社に及びますが、特定の種類の会社は変化しつつあるグローバル保険規制がもたらす艱難辛苦をより早く経験することになるでしょう。これらの会社の主な特性は以下のとおりです。

- システミック・リスクの発生源であるとみなされていること。
- 保険事業を複数の管轄区域で営んでいること。
- その性質、範囲、規模または複雑性からして、追加的な規制／規制上の期待が求められるものであること。

図 2: 国際的な保険規制の設定機関

機関	
G20	1999 年に設立された、世界経済および金融に関連する最も重要な問題点についての国際協力を検討するための先進 20 ヶ国から構成される最上位の会議体であり、財務大臣・中央銀行総裁会議を開催する。
FSB	金融安定理事会(FSB): FSB はバーゼルの BIS に事務局があり、各金融当局および国際標準設定機関の作業を調整する。
IAIS	1994 年に設立された保険監督者国際機構。140 国近くの 200 を超える管轄区域の保険規制当局および監督当局が加盟している。
NAIC	全米保険監督官協会(NAIC): NAIC は、米国における基準設定主体であり規制上のサポートを行う機関である。
EIOPA	欧州保険年金監督機構(EIOPA): EIOPA は、統合化された監督により、欧州連合での金融市場の統合化を反映した公平な競争の場を提供する。
IMF	国際通貨基金(IMF): IMF は、世界の経済成長率および経済的安定を促進する国際連合の専門機関であり、188 ヶ国が加盟する。
FRB	連邦準備制度(FRB): 連邦準備制度理事会の役割には、システム上重要な金融機関(SIFIs)および銀行の監督と規制、金融システムの安定性維持等が含まれる。
FSOC	金融安定監視協議会(FSOC): FSOC は、ドッド・フランク法の下で設立された米国財務省の一部門であり、米国の金融市場の安定性を確保する役割を担う。
FIO	連邦保険局(FIO): FIO は、ドッド・フランク法の下で設立された米国財務省の一部門であり、保険業界を監視する役割を担う。また、国際的な事項において米国を代表する。

出所: デロイト、2014 年。

国内の規制・監督のフレームワークを提供する国際的な規制要求その他の重要な動向は主に以下の3つから発生する。

- 保険基本原則(ICPs、最終改訂2012年)
- ComFrame(現在実地検証中)
- グローバルなシステム上重要な保険会社(G-SIIs)

ComFrame および G-SII 規制の直接的影響は少数の大規模会社に限定されるでしょう。しかしながら、そのトリクルダウン(浸透)効果は非常に大きくなる可能性があります。前述したとおり、グローバル資本規制の問題は当初は大規模会社の監督のあり方についての議論に限定されるでしょう。しかしながら、現在検討されている資本基準の適用範囲は着実に拡大しつつあり、それらが事実上の標準となることも考えられます。

図3:IAISの国際的な監督要求の構造

保険会社は、その規模および事業拠点の数に応じて異なるレベルの規制に服します。保険基本原則(ICP)は全ての保険会社に適用されます。またグループ、国際的に活動する保険グループおよびグローバルなシステム上重要な保険会社には追加的な規制・監督要求が適用されます。

事業体の種類	法人単体	保険グループ	国際的に活動する保険グループ (IAIG)	グローバルなシステム上重要な保険会社 (G-SII)
監督要求およびアクション				
第一階層 ICP	法人単体のみに適用される ICPs	法人単体とグループの両方に適用される ICPs		
第二階層 ComFrame		ComFrame		
第三階層 G-SII パッケージ				G-SII パッケージ

出所:IAIS

上記に加えて、IAIS が現在基本的資本要件 (the Basic Capital Requirement: BCR) と称している資本規制が G-SIIs のバックストップ資本要件として導入されました。言葉に意味があるとすれば、「バックストップ」から「基本的」への変更が、資本要件の適用範囲を限定的なケースから一般的なケースに拡大しようという動きを示していることは容易に理解できます。最近の IAIS 会合において、格付機関の代表者の一人からは、意味のある BCR は格付機関にとっての有用かつ普遍的な分析ツールあるいはその開発に向けてのたたき台には少なくともなり得るとの意見も上がりました。

BCR の開発は保険グループに適用されるグローバル資本基準の開発に向けての最初のステップです。第二のステップは、G-SIIs に適用される、上乘せ資本要件 (HLA) の開発です。そして、第三のステップとして、保険グループに適用されるリスクベースのグローバル保険資本基準 (ICS) が 2016 年末までに開発されます。ICS の開発は、BCR に関する作業の一環として情報が提供される予定です。当面、G-SIIs には BCR が適用されますが、将来的にはより洗練された ICS 指標に置き換えられる予定です。そして、最終的に ICS が長期的な資本基準となります。

過半数の保険会社は、これまで同様今後も当面、改訂 ICP に最も明確で直接的な影響を受けます。今後間もなく、米国の州規制当局に最初の ORSA が提出されます。

ERM を規制する ICP 16 は、ソルベンシー規制には、保険会社に定期的に ORSA を実施し、リスク管理の状況と評価時点および将来予想されるソルベンシーポジションの妥当性評価を要求する規定を組み込むべきであるとしています。この米国での最初の ORSA を、ペンシルバニア州規制当局のステイブ・ジョンソン氏は「保険業界のゲーム・チェンジャー」と表現しています。

ORSA は、ソルベンシー規制の近代化に向けての大きなステップであり、ジョンソン氏が指摘するとおり、保険規制全般および ERM に関するこの数十年間で最も重要な出来事の一つであると考えられます。ORSA は、世界的なソルベンシー規制の不可欠な構成要素として、カスタマイズされた、将来予測に基づくソルベンシー規制システムの構築に向けての規制当局と規制される側の両方のコミットメントを象徴しています。これは、より包括的なリスクおよび保険会社への短期／中期的影響のリアルタイム評価を伴うものです。

この根本的变化は、多くの米国保険会社にとって、国内的影響のある国際的規制の最も顕著な例です。

また、NAIC において、持株会社の直接監督を米国法と整合的な何らかの形で導入しようという動きがあります。これは ICP から派生した動きであり、今後の進展が予想されます。

この規制変更の波は広範囲にわたっており、現在その各段階の実施スケジュールが 2019 年まで設定されていますが、より長期化する可能性もあります。これらの規制上の要求事項が各保険会社のビジネスモデルに与える影響評価は、必要なプロセスやシステム変更の識別だけでなく、ビジネス戦略の根幹までを対象とします。

戦略的意思決定および価格決定には長いリードタイムが必要であることから、各社の経営者ら経営幹部は、会社の選択肢を最大化するため、潜在的な影響の把握を直ぐにでも開始すべきです。

上記に加えて、IAIS が現在基本的資本要件 (BCR) と称している資本規制が G-SIIs のバックストップ資本要件として導入されました。言葉に意味があるとすれば、「バックストップ」から「基本的」への変更が、資本要件の適用範囲を限定的なケースから一般的なケースに拡大しようという動きを示していることは容易に理解できます。

図 4: グローバル規制は全ての米国保険会社に影響する

- 米国内のみで事業活動を行う保険会社は、ICPs 等を通じて IAIS の取り組みに間接的な影響を受けます。
- 一方、米国のグローバル保険会社は、国内での取り組みと国際的な取り組みの両方の影響を受けます。また、ComFrame とシステム上の重要性の問題以外に、各管轄区域の国際規制当局が規制上の要求をそれぞれ異なる方法とスケジュールで導入することも考えられるため、米国のグローバル保険会社は事業活動を行っている全管轄区域の様々な国際規制当局の動きを把握する必要があります。



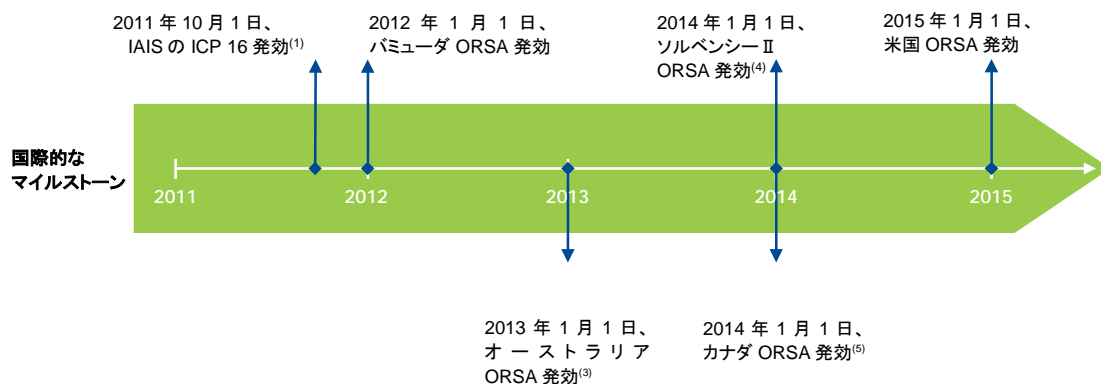
規制の相互作用

国際的規制の動向が国内の保険会社へどのような影響を及ぼすかを理解するためには、米国の規制環境とそれが国際的な要求とどのような相互作用があるのかをより深く検討することが必要です。NAIC を通じて連携を行う州ベースの規制システムでは、米国の伝統的な法人単体ベースのマイクロブルーデンス規制をよりグループベースかつマクロブルーデンス志向の国際的規制に整合化させるためのプログラムが現在多数進行しています。

その良い例が、ソルベンシー近代化への取り組み (the Solvency Modernization Initiative: SMI) です。SMI は NAIC によって次のように説明されています。

「米国の保険ソルベンシー規制の枠組みの批判的な自己分析であり、保険監督、銀行監督および国際的な会計基準に関する国際的な動向と米国保険規制におけるそれらの利用可能性に関するレビューを含む。米国の保険ソルベンシー規制は継続的に更新されるものであるが、SMI は資本要件、国際会計、保険負債評価、再保険およびグループ規制問題というソルベンシーに関する 5 つの主要分野を対象とする。」⁶

図 5: 国際的な文脈における NAIC の ORSA 動向



出所:

1. IAIS、ICP16「統合リスクマネジメント」、2010 年 10 月
2. BMA、保険ブルーデンス基準 (クラス 4 ソルベンシー要件)、修正命令 2010 (BR 94/2010)
3. APRA 対応レター「総合保険会社および生命保険会社の資本基準レビュー」2011 年 12 月
4. EIOPA、ORSA ガイドライン案に関する公開協議に関する最終報告書第 11/008 号、2012 年 7 月
一段階的導入であり、スケジュールについての意思決定は各国で個別に行う。
5. OSFI、ガイドライン E-19「リスクとソルベンシーの自己評価」、2013 年 11 月

米国 ORSA の導入は、国際的規制をどのように国内規制に変換していくかを示すいわばイメージキャラクターのような役割を果たすかもしれません。ORSA を含むグループ監督の枠組みは、欧州連合のソルベンシー II 指令の主要な構成要素でした。そしてこれが IAIS の新しい ICPs に組み込まれ、NAIC はその後すぐに米国 ORSA の導入に向けて動きました。

米国 ORSA と欧州 ORSA には相違点もあるものの、元々欧州の保険グループのために発想されたこの規制の枠組みが、事実として、今では全ての米国会社にとってリスクベース資本 (Risk-based Capital: RBC) の導入以来の保険規制上の最も重要な変更の一部となっていることです。前述の欧州における過剰な規制に関する項で述べたとおり、保険会社にとっての難点は管轄区域間、国内・国際間で ORSA 要求が異なる結果、規制の効果やシステムの安全性が大きく改善しないまま保険会社のコンプライアンス上の負担が増大しかねないことです。重要な点は、ORSA が保険会社に自己の事業上の資本ニーズについて自らの評価を求めていることです。RBC は資本の脆弱な会社を識別することを目的にその水準が設定されているため、ORSA 上の資本ニーズは現在の RBC の水準を上回る可能性があります。対照的に、ORSA は経営者として、リスクベースの意思決定について説明するためのプロセスです。

過去の業績は将来の結果を保証するものではありませんが、RBC の導入は現在進行している保険規制上の変化の幅広い性質を示す良い手掛かりとなる可能性があります。現在の変化が金融危機の中で明らかとなった問題への対応として発生してきたのと同様に、リスクベース資本の導入は、1980 年代の終わりから 1990 年代の始めにかけて発生した、損保から始まり生保に拡大した大手保険会社の一連の支払不能への対応として行われましたが、その当時、議会の重要な報告書がそれらの破綻の一因として州の規制が有効でなかったことを挙げていました。⁷

当時のソルベンシー規制は現在とは大きく異なっており、RBC の代わりに、固定的な資本基準がソルベンシーを監視する主なツールとして用いられていました。NAIC はこの歴史を控えめな表現で以下のように述べています。「固定の資本基準の下では、保険会社の株主は、実際の会社の財政状態にかかわらず同額の最低所要資本を充足することを求められていた。各州が要求する金額は、州および保険会社の業務内容によって 50 万ドルから 6 百万ドルまでの幅があった。会社は、免許を取得し保険業務を行うためにこれらの最低所要資本および剰余金要件を満たさなければならなかった。保険会社の変化・成長するに従い、多くの保険会社において固定的な資本基準では十分な緩衝材として有効でないことが明らかとなった。」⁸

少し考えてみてください。この当時は、ソルベンシー要件が、会社の資本状況にかかわらず、6 百万ドルを上限とする固定の資本要件であったということです。振り返ってみれば、多くの保険会社において十分な緩衝材として機能する上でこうした固定の資本基準が有効でないことは自明でしょう。

ORSA のような変化を単に独立の事象として規制要素の 1 つの断片として片づけてしまいたいと思われるかもしれませんが、私たちが今 25 年前に使っていたソルベンシーツールを振り返って感じるのと同様の信じ難さを、今から 25 年後にソルベンシー基準の研究を行う歴史学者が、現在のソルベンシーツールについて感じたとしても不思議はありません。過去の事例と同様に、現在起こっている変化の影響を私たちが完全に認識するには今後 10 年や 20 年は掛かるかもしれません。

そうはいつでも、保険会社は後知恵に頼ることなく今すぐ行動を起こさなければなりません。新しい規制や規制当局その他の影響力を有する機関に対して先手を打つことの重要性を議論しなければなりません。肝心な点は、全ての保険会社に今後これらの規制変更に伴うコンプライアンス費用の負担が発生するという点であり、抜け目のない保険会社はあらゆる機会を捕えてそのような多額の費用を最小化することを試みるでしょうが、長期的には、単に規制上の課題にすぎないものとして取り扱われる活動のためにコンプライアンス費用を支出するのではなく、これらの変更から得られる事業上の利益を最大化することがより有用となるでしょう。これは、例えば、継続的に導入される一連の重要な新規制に対する効果的な計画、理解、対応を可能にする新しい機能の開発に投資すること意味します。

SMI プログラムは 2008 年から存在していますが、今後も引き続き ICPs のレビューを行い、米国の保険規制システムの中にそれらを導入するか否かさらに導入する場合の時期と方法を決定します。当然ながら、米国規制当局の意思決定に影響を与えようとする米国外の関係者が存在します。

IMF は、米国金融システムに対する強制的なレビューである金融セクター評価プログラム(FSAP)を 2014 年に続いて 2015 年も実施しています。保険セクターについては、このプログラムの一環として ICPs に照らした州ベースの規制システムの評価が行われます。これは米国の保険規制の品質を示す重要な指標であり、IMF の報告書の内容によっては、米国の州ベースの規制体系に一層の変更が促されるかもしれません。

いったい何が起こり得るのでしょうか？ IMF の評価の焦点はどこにあるのでしょうか？一つのヒントは、金融庁(FSA)⁹の主導で行われた日本の保険規制の FSAP 評価についての IMF の最近の報告書にあります。その中の主な観察事項と勧告は、以下をはじめとする多くの分野を対象としています。

- ガバナンス
- リスク管理
- 資本
- 規制を守らせるツールの幅広い使用
- 規制の実効性を評価・分類するための監督の枠組み

もう一つの問題は、米国で現在行われている規制体系の変更に対する IMF の反応です。米国の保険会社規制のあり方に対するこれらの変更には、FRB による監視および FIO の新たな役割(FIO による州ベースの規制システムに関する報告書と其中で暗示されている州規制当局への疑問の投げかけを含む)が含まれます。

例えば、FRB は、持株会社のグループ構造に対して資本と統合リスク量によるアプローチを用いてトップダウンで規制しています。これは伝統的な州・法人単体ベースのアプローチと顕著に異なっています。IMF は持株会社の直接規制を強制するために FRB の例を用いようとするのでしょうか？ FRB が、金融サービス規制に影響を及ぼす主要機関である FSB、IAIS およびバーゼル銀行監督委員会の上位に位置する唯一の機関であることには留意が必要です。

FIO はどうでしょうか？ NAIC に比べて国際規制当局が描く将来展望に近い見方をもつと考えられ、非規制当局としてドッド・フランク法によって課される制約から解放されることに興味を示す可能性があります。米国の州ベースの規制に慣れていない国際規制当局はこれをばらばらで不統一なシステムとみなす可能性があり、統一された代表者を好むと考えられます。FIO は、ドッド・フランク法によって指定された代表者である一方、厳密には規制当局ではないという事実により、FIO の関与はある面で限定されます。

繰り返しになりますが、米国の州の規制当局と保険業界の反対にもかかわらずグローバル資本基準を実質的に要求した当の機関である G20 の FSB が米国の保険規制を中央集権化すべきであると昨年勧告した点に留意すべきです。FSB の報告書は以下のように述べています。「現在の規制システムの欠点からして、連邦レベルのより効率的な仕組みへの移行が規制上の統一性を達成するより効果的な方法であるかどうかについて、米国の当局は、慎重に検討し、議会に勧告を提出すべきである。」¹⁰

2014 年 7 月に公表された IMF のスタッフ報告書が FSAP の前兆であると考えられるならば、IMF が FSB に追従する可能性もあります。この報告書の中で IMF は次のように述べています。「連邦保険局は規制の枠組みの中でこれまでよりもはるかに大きな役割を果たすべきであり、相応の資源を与えられるべきである。」¹¹

また、米国外の管轄区域で事業活動を行う保険会社に対して、米国の多くの規制当局がそれぞれの方法でグローバル規制との収斂を図っています。中でも最も重要なものは、しばしば延期されながらも依然として導入が予定されているソルベンシー II かもしれません。

欧州ではソルベンシー II の最終ガイドラインが公表されました。ソルベンシー II の要求は、(1)ソルベンシー、(2)ガバナンス／リスク管理、および(3)報告／開示という 3 つの柱を対象としています。欧州議会は、2014 年 3 月に「オムニバス II」指令を可決しました。これにより「ソルベンシー II」指令が完成し、EU の保険規制・監督の新たな枠組みが 2016 年に発効することが最終決定されました。ソルベンシー II の影響を受ける会社は、欧州各国の対応と導入計画を直ちに評価しなければなりません。



次の動き：資本基準

NAIC は既に、ORSA、グループソルベンシーおよび規制、コーポレート・ガバナンスをはじめとする多数の重要な改革を実施しています。米国保険会社にとって次の関心事は、グローバル ICS でしょう。

この資本基準は ComFrame の下で IAIG に対して適用されます。IAIS は IAIG を、少なくとも一つの相当に大きな保険事業体を含む、大規模な、国際的に活動するグループと定義しています。グループが IAIG に分類されるためには、3 つ以上の管轄区域で収入保険料を計上し、本国以外の管轄区域における総収入保険料の当該グループ全体の総収入保険料に対する割合が 10%以上でなければなりません。加えて、グループの総資産が、3 年間の移動平均ベースで 500 億ドル以上または総収入保険料が 100 億ドル以上である必要があります。¹²

これらの要件を満たすグループの数は約 50 と見込まれますが、ICS が最終的に全ての保険会社に適用されるのではないかという懸念があります。

これまで法人単体ベースの監督の枠組みの中で事業活動を行ってきた米国保険会社にとっての最大の課題は、米国には現在グループ資本基準が存在しないということです。また、二次的な課題は、何を基準に必要資本を決定すべきかです。これまで米国の規制当局の目的は常に保険契約者の保護にありました。したがって、必要資本もこの目的を反映して設定される傾向があります。一部の国内および国際機関が主張するように、必要資本を金融システムの安定性を維持するためのツールとしても利用するとの決定が下された場合、要求される資本の水準だけでなく上記のアプローチにも見直しが必要かもしれません。

欧州の関係者はグローバル ICS の開発を概ね歓迎しています。欧州保険年金監督機構 (EIOPA) のガブリエル・ベルナルディーノ理事長は 2014 年 3 月に次のように述べています。「グローバル資本基準の導入は、規制アービトラージの防止、金融市場の安定性の増大、公平な競争の場の確保および国際的な監督の連携強化に役立ち、金融機関、消費者、従業員を含む経済全体の利益となるだろう。」¹³

ベルナルディーノ氏はまた次のように述べています。「グローバル資本基準のもう一つの重要なメリットは、管轄当局に共通のシステムを提供することにより監督ネットワークを強化することだ。グローバル資本基準は、グローバル化の進む市場において重要な役割を果たす監督カレッジの活動を促進する。グローバル資本基準によって、保険グループの定性的および定量的要件について監督カレッジに参加する監督当局同士が理解を共有することができるようになる。これは監督カレッジが効率的、効果的かつ整合的に機能を果たすための基本的な要件である。」¹⁴

米国の関係者はこれをそれほど歓迎していません。米国アクチュアリー学会は、2014 年 6 月 6 日付けの IAIS へのコメントレターにおいて以下のように述べています。「リスクは管轄区域ごとに（一国内であっても）大きく異なることからして、管轄区域ごとに異なる資本要件（各管轄区域のリスク、文化、コーポレート・ガバナンスおよび法制度を反映する）を考慮しない単一のグローバル・アプローチが得策であるかどうかについては疑念がある。」¹⁵

フィッチ・レーティングスのコメントでは、以下のように指摘されています。「NAIC は、この基準の開発に関して既に重大な懸念を表明している。他の業界団体も懸念を表明あるいは困難を指摘しており、例えば、ジュネーブ協会（保険業界の国際的シンクタンク）は『提案された期限内での保険会社のためのグローバル資本基準の開発には大きな困難が伴う』と指摘している。」¹⁶

下院金融サービス委員会の保険分科会の議長を務めるテキサス州共和党のランディ・ニューグバウアー議員はこの提案について次のように述べています。「米国の規制モデルの独自性からして、この提案は米国保険会社の費用を増加させる可能性があり、それは保険契約者自身が負担することになる。」¹⁷

新しいパラダイムへの対応

資本および資本基準の適切な役割について見解の相違はあるものの、G20 と FSB は規制開発の圧力を掛け続けています。しかしながら、当面、米国保険規制の主たる目的は保険契約者保護であることに変わりはありません。

主要な変更にはソルベンシー、ガバナンスとリスク管理および事業戦略改革が含まれます。加えて、現在コンプライアンスおよびリスク対応に用いられている伝統的な事業運営モデルを改革する必要があることは明白です。究極的には、存続可能なビジネスモデルを維持し、リスクを事業の業績と収益性の問題の一部として組み込まなければなりません。

規制にかかわる利害関係者との対話の管理には新たな役割が加わり、その主な目的は各社の経営状況を証明しその証拠を提示することです。また、CRO、ひいてはリスクと資本の枠組みの役割は、意思決定プロセスの中に組み込まれていなければならない、それが証明可能でなければなりません。会社はこれらの課題に様々な方法でアプローチすることができますが、統制を失わないようそれを正しく実施することが極めて重要です。

欧州でデロイトの同僚であるセブ・コーエンとフランチェスコ・ナガーリが行った調査の結果、規制変更対応への新しいアプローチを構築しようとする保険会社にとってのいくつかの障害が明らかとなりました。米国の保険会社もおそらくこれらと同じような障害に直面するでしょう。この報告書において、コーエンとナガーリは、規制変更およびコンプライアンスチームが優れた成果を挙げることに対する主な障害として、以下の2つを指摘しています。¹⁸：

- 規制変更に対する効果的な計画立案にあたって統一された見解をもつ保険会社はまれであること。
- 規制対応能力および洞察が戦略的意思決定に適切に反映されていないため、多くの場合戦略的意思決定を行う経営幹部を十分に支援できていないこと。

規制変更による現在の大混乱に対処する方法の一つは、規制対応の問題に存在する不確実性を認識するための諸々の行動規制を一つのアプローチに統合することです。

これは、例えば、会社全体の様々な主要規制の変更活動の調整を担う機能の設置、それら全活動の全社的な統合、予見可能な規制への調整された対応と未確認事項に対するシナリオ・プランニング手法の適用、緊急対応チームの設置、そして、規制分析を実行可能な計画に落とし込むための枠組みを提供する新しい業務運営方法を最終的に組織に埋め込むことを意味します。

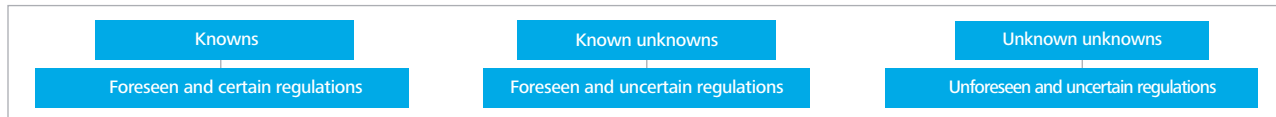


デロイトの規制対応計画アプローチ

図 6.

- 1 調整とガバナンス:** 主要な規制変更対応活動間の調整を改善する責任を負う「規制評価対応担当役員」(RARE)を設置する。
- 2 統合された(単一の)見方:** 規制リスクデータの取りまとめおよび会社に影響を及ぼす規制についての解釈とモニタリングを改善することによって全ての規制変更およびコンプライアンス機能を横断した形で規制に関する単一の見方を構築する。
- 3 規制ポートフォリオ管理:** ほとんどの予見可能な規制については、ポートフォリオ管理アプローチを用いて、複数の規制のテーマ、その他の変更の取り組みおよび会社の戦略的目的を考慮に入れて、より連携の取れた実施対応を策定することができる。
- 4 シナリオプランニング:** 何らかの「未確認事項」を伴う規制については、シナリオプランニングの手法を用いて発生可能性の高い結果を識別し、規制とそれに対応する機能を戦略的意思決定プロセスの中により的確に反映すべきである。
- 5 不確実性の吸収:** 将来の規制および政治動向に関する不確実性が大きく規制対応計画を策定できない場合、保険会社はいくつかの先制アクションを取ることができる。これには、規制上の要因が明らかとなった場合に備えてより柔軟な対応を可能にする規制変更・コンプライアンス緊急対応チームを設置しておくこと、事業運営モデルを修正して規制変更へのエクスポージャーを可能な限り減らすこと等が含まれる。
- 6 事業運営方法への組み込み:** 将来の規制に対する意思決定のために、全ての規制関連の意思決定プロセスを組み込んだ上で、規制を要因とする戦略上の思考へと導く新たな枠組みを構築すべきである。こうした枠組みによって、保険契約は規制分析を実行可能な計画に落とし込むことができる。

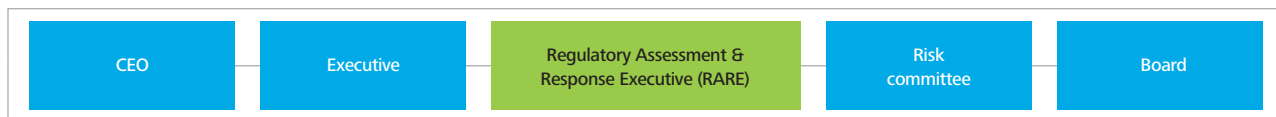
Regulatory certainty



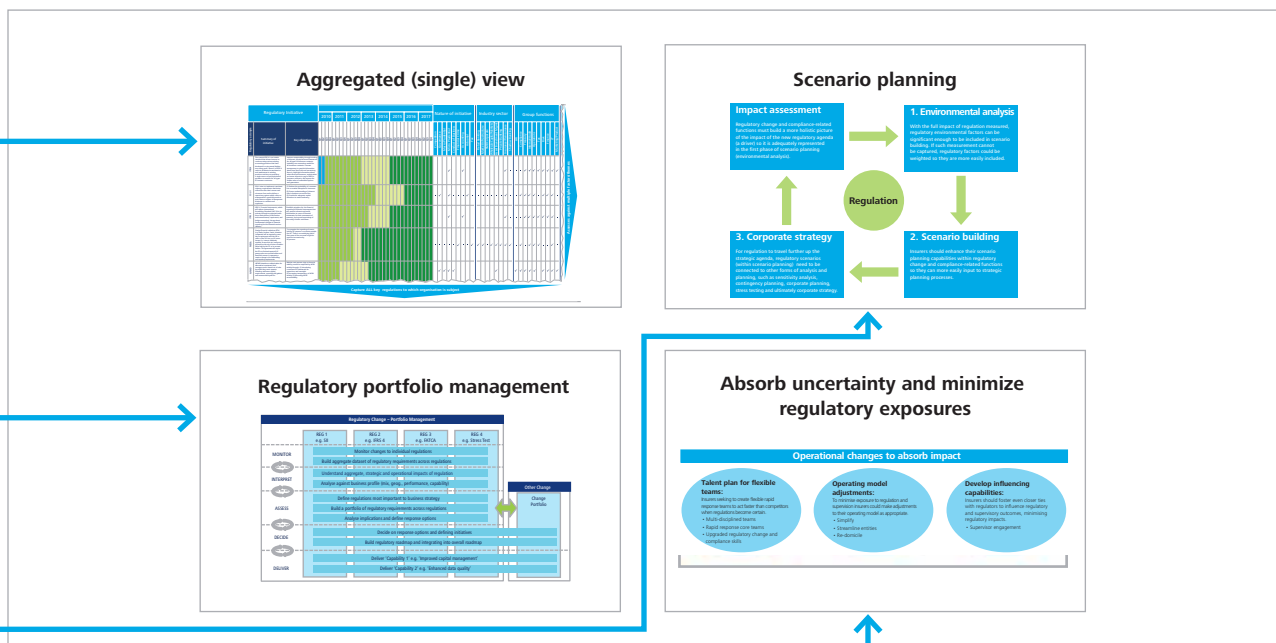
Capabilities required



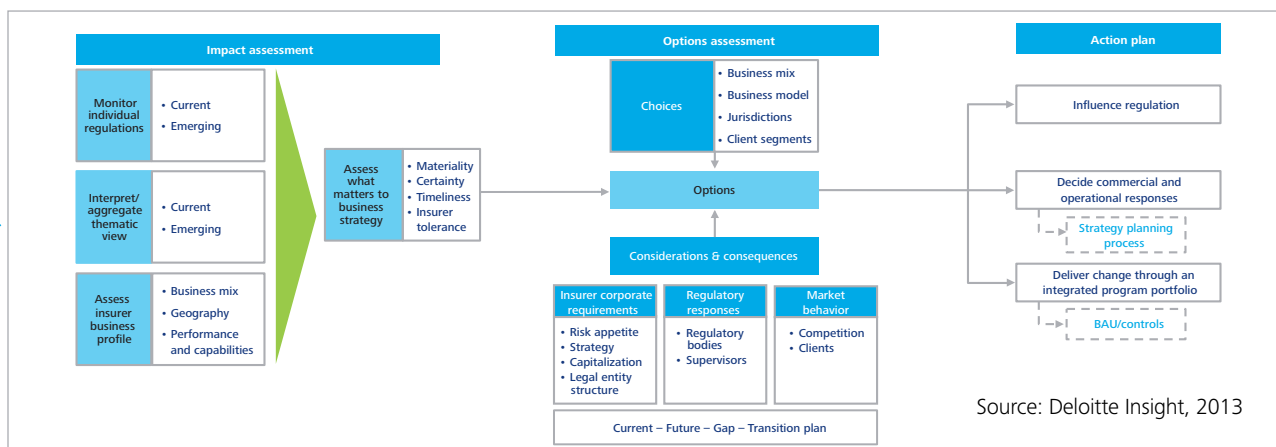
Governance and Coordination



Disciplines



Decision-making framework



結論

真実の一部は自明です。世界金融危機の発生がグローバルな影響力を持つグローバルな規制によって解決することを急がせた結果、我々は、急激で驚くべき規制改革の真只中にいます。

米国の保険会社のうち、大会社または国際的な事業を展開する会社とその最も直接的な影響を感じています。それらは金融システムに危機を発生させる可能性が最も高い保険会社であるため、規制当局のターゲットとなっています。しかしながら、ORSA 導入とコーポレート・ガバナンス強化が示すとおり、どれだけ小規模で活動が地理的に限定されていたとしても、全ての保険会社がどこかの時点でその影響を受けることになるでしょう。

こうした規制の変更はすぐには終結しないと考えるべきです。このことは、米国保険会社にとって以下の 2 つの結果をもたらすことを明確に示唆します。

- 予見可能な将来にわたって不確実性が常態となる。
- コンプライアンス費用が上昇する。

既に投資収益率の低下と経済成長の鈍化に直面している保険会社は、コンプライアンスにより多くの支出が必要となることを歓迎しないでしょう。しかしながら、前向きに考える保険会社は、この変化の期間を、効果的なコンプライアンス投資により規制変更へ素早く効果的に対応する能力および規制当局と消費者の両者のニーズにより適合した商品開発力を強化する新しい枠組みを構築する機会として位置づけるかもしれません。新しい規制を無視することはできません。したがって、コンプライアンスのための投資は必ず実行しなければなりません。しかしながら、困難な課題を適切に理解して管理する保険会社は、将来の規制環境がどう変化した場合でもプラスのリターンを確保できる可能性を高めることができるでしょう。



注

1. 州保険規制：主要事実と市場トレンドー米国保険市場の概要 2012、全米保険監督官協会、2013年8月20日 http://www.naic.org/state_report_cards/report_card_us.pdf.
2. 数字で見る欧州の保険ー統計#48、Insurance Europe、2014年2月、Xページ、表X、第X行 <http://www.insuranceeurope.eu/uploads/Modules/Publications/european-insurance-in-figures-2.pdf>.
3. 「対応の再検討：欧州の保険規制上の不確実性への戦略的アプローチ」、セブ・コーエン、フランチェスコ・ナガリ、デロイト LLP、2013年 <https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/uk/Documents/financial-services/deloitte-uk-rethinking-the-response.pdf>
4. 同上.
5. 同上.
6. 「主要な問題点：州規制の全国制度とソルベンシー近代化への取り組み」、全米保険監督官協会 http://www.naic.org/index_smi.htm.
7. 守られなかった約束：保険会社の支払不能、エネルギー・商業委員会監視・調査分科会報告書、米国下院議長ジョン・ディンゲル、ワシントン D.C.、米国政府印刷局、1990
8. 「リスクベース資本」、全米保険監督官協会、保険政策調査センター、2014年8月
9. 「日本：保険基本原則ー遵守の詳細評価」、国際通貨基金、2012年8月 <http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2012/cr12228.pdf>.
10. 米国レビュー報告書のピアレビュー、金融安定理事会、2013年8月27日 http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_130827.pdf.
11. 「米国ー2014年IV条協議のためのスタッフ報告書」、国際通貨基金 (IMF)、2014年7月7日 <http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2014/cr14221.pdf>.
12. 「IAIS 国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み (ComFrame) に関するよくある質問」、保険監督者国際機構、2013年10月 <http://www.iaisweb.org/Common-Framework--765>.
13. 「グローバル資本基準：グローバル保険監督の将来像」ガブリエル・ベルナルディーノ基調演説、欧州アクチュアリー協会セミナー、2014年3月3日 https://eiopa.europa.eu/fileadmin/tx_dam/files/Press-Room/speeches/2014-03-03_AAE_Seminar.pdf.
14. 同上
15. IAIS グローバル保険資本基準 (ICS) へのコメントに関する覚書、エリザベス・K・ブリル、MAAA、FSA 議長、ソルベンシー委員会、リスク管理・財務報告協議会、米国アクチュアリー学会 http://actuary.org/files/Acad_comments_on_May_2014_IAIS_ICM_Memo_060614_final.pdf.
16. 「グローバルな保険資本基準による不確実性の増大」フィッチ・レーティングス、2013年10月17日 https://www.fitchratings.com/gws/en/fitchwire/fitchwirearticle/Global-Insurance-Capital?pr_id=805315.
17. 「IAIS、2016年までにグローバルな保険資本基準を開発する予定」、リズ・フェスタ、アーサー・ポスタル、PropertyCasualty360.com、2013年10月9日 <http://www.propertycasualty360.com/2013/10/09/iais-plans-to-develop-global-insurance-capital-sta>.
18. 「対応の再検討：欧州の保険規制上の不確実性への戦略的アプローチ」、セブ・コーエン、フランチェスコ・ナガリ、デロイト LLP、2013年 <https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/uk/Documents/financial-services/deloitte-uk-rethinking-the-response.pdf>

謝辞

著者は、セバスチャン・コーエンとフランチェスコ・ナガリおよび Deloitte Insight(英国)における彼らの同僚からの情報提供、洞察および支援に深く感謝いたします。「**対応の再検討: 欧州の保険規制上の不確実性への戦略的アプローチ**」において詳細に報告された彼らの調査はこの刊行物の執筆作業の基礎となっています。また、彼らの支援は執筆作業にとって不可欠でした。また、著者はコートニー・スキャンランとレイチェル・モーゼスの支援と助言にも心から感謝いたします。

連絡先

Gary Shaw

Vice Chairman
U.S. Insurance Leader
Deloitte LLP
+1 973 602 6659
gashaw@deloitte.com

Howard Mills

Director & Senior Advisor
Insurance Industry Group
Deloitte Services LP
+1 212 436 6752
howmills@deloitte.com

Richard Godfrey

Principal
U.S. Insurance
Advisory Leader
Deloitte & Touche LLP
+1 973 602 6270
rgodfrey@deloitte.com

Thomas Rollauer

Executive Director, Center
for Regulatory Strategies
Deloitte & Touche LLP
+ 1 212 436 4802
trollauer@deloitte.com

著者

Andrew N. Mais

Senior Manager
Deloitte Services LP
+1.203.761.3649
amais@deloitte.com

David Sherwood

Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1.203.423.4390
dsherwood@deloitte.com

DCRS

Deloitte Center

for Regulatory Strategies

デロイト規制戦略センターについて

デロイト規制戦略センターは、金融サービス、ヘルスケア、ライフサイエンスおよびエネルギー業界の組織が新たな規制および遵守義務、規制導入のリーディングプラクティスおよびその他の規制トレンドを把握する助けとなる、有益な見識を提供しています。同センターは経験豊かな経営幹部、監督省庁の元職員、規制上の複雑な問題解決において多彩な実績を誇るデロイトのプロフェッショナルがチームを組んで活動する拠点であり、ソートリーダーシップ、リサーチ、フォーラム、ウェブキャスト、イベント等幅広いメディアを通じて、関連情報および専門的な視点をお客様にお届けしています。

<http://www.deloitte.com/us/centerregulatorystrategies>

本資料に掲載されているのは一般的な情報のみであり、デロイトは、本資料により会計、ビジネス、金融、投資、法務、税務またはその他の専門的助言もしくはサービスを提供するものではありません。本資料はかかる専門的アドバイスまたはサービスに代替するものではなく、また貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定もしくは行為の基礎として利用されるべきではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。

デロイトは、本資料を信頼した利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。